

2020.4.17

<重要>

「新型コロナウイルス感染症に対する本学活動基準」<レベル3>への移行について

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を依然見せており、4月16日には全都道府県で法律に基づく緊急事態宣言が出され、愛知県については、特定警戒都道府県の一つとして指定され、予断を許さない状況になっております。

また、4月17日より5月6日まで、新型コロナウイルス感染症「愛知県・緊急事態措置」に基づく、休業協力要請が行われ、本学も含めた一定規模以上の大学については、基本的に休止を要請する施設として、「施設の使用停止及び催者の開催停止要請」がなされた所です。

本学危機対策本部では、愛知県が特定警戒都道府県に指定されたこと及び本学が休業協力要請の対象になったこと等を受け、新型コロナウイルス感染症対策の段階が変わったものと認識し「豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」(以下活動基準という)における「レベル3」に移行することを決定しました。

「レベル3」は、大学構内における通常業務は原則中止し、大学構内への入構も原則禁止されることとなります。

学生及び教職員においては、同活動基準や各種通知を遵守し、感染防止及び感染拡大防止に努めるように強く求めます。

状況は日々刻々と変化しており、具体的な措置等は随時更新されることが想定されますので、ホームページやメール等の連絡に注意してください。